

2021年9月定例会 松谷 清 総括質問原稿

2021年9月29日

1. 健康長寿・カーボンフリーと建築物省エネ法の改正について

政府は、2050年カーボンフリー、2030年46%削減というトップダウン型の目標を示し、資源エネルギー庁による第6次エネルギー基本計画、環境省による温暖化対策計画が9月3日～10月4日までパブリックコメントにかかっています。

田辺市長は、昨年12月議会の2050年カーボンフリー宣言を踏まえ、今年度、ZEH戸建て住宅補助金制度と官民協議会を開催し、2022年に第3次地球温暖化対策実行計画を策定していく準備に入りました。

<松谷 清>

1) 法改正と現状について

こうした中、「改正された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」、いわゆる「改正建築物省エネ法」の施行により、建築主に300㎡以上の住宅のエネルギー消費性能の届け出義務や建築士に300㎡未満の新戸建て住宅を含む建築物の施主へのエネルギー消費性能の説明義務が課されました。

- ①改正建築物省エネ法の施工の概要及び届け出における2020年度の適合率はどのようなものか、伺います。

<都市局長>

改正建築物省エネ法の施行及び届出における令和2年度の適合率についてですが、「建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律」は、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、平成27年7月に制定されました。

さらに、規模・用途に応じて「適合義務」「届出義務」「説明義務」のいずれかの義務を課し、実効性の高い総合的な対策を講じられるよう、令和元年5月に改正され、本年4月に施行されました。

この施行により、省エネ性能基準への適合義務が課せられる住宅以外の建築物が、延べ床面積2,000㎡から300㎡以上に拡大され、300㎡未満の建築物は、設計者から建築主へ省エネ性能に関する説明義務が課せられました。

なお、300㎡以上の住宅については、建築主による省エネ性能の届出義務が継続されております。

次に、届出義務のある延べ床面積300㎡以上の住宅で、令和2年度に本市へ届出された省エネ性能基準への適合率ですが、届出された100件のうち、適合は74件で、適合率は74%となっております。

<松谷 清>

②時同じく、4月1日から始まった静岡市ZEH補助金制度では何件の申請があり、申請された建築物が、静岡市版ZEH基準となる外皮基準や一次エネルギー消費量水準に対し、平均でどの程度上回る数値となっているのか。

<環境局長>

補助金の申請件数と基準に対する数値についてですが、初めに、大幅な省エネルギーと再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロになる住宅、ネット・ゼロ・エネルギーハウス＝ZEH(ゼッチ)の普及拡大を目的とした、「静岡市版ZEH建築等事業補助金」の申請件数は、9月17時点で17件となっています。

次に、静岡市版ZEHの基準と申請された建築物の性能との比較ですが、静岡市版ZEHは、建築物の性能として2つの要件を満たす必要があります。

1点目は、断熱性能を示すUA値に関するものです。

2点目は、冷暖房や換気、照明、給湯に係る一次エネルギー消費量の削減割合に関するものです。

申請のあった建築物の性能の平均値は、断熱性能を示すUA値が0.87以下の基準に対し0.51、再エネを除く一次エネルギー消費量の削減率が、20%以上の基準に対し、32.7%、再エネを加えた一次エネルギー消費量の削減率が100%以上の基準に対し132.8%となっており、静岡市版ZEHの要件を上回る高性能な住宅が建築されています。

<松谷 清>

③建築物省エネ法改正後の現状についての答弁をいただきました。環境局 ZEH 補助金制度が広がる中、法の趣旨の浸透にはまだまだ課題があります。法改正の目的を生かすために、今後、説明義務に関する設計者への技術研修の必要性や建築主への周知啓発の取組についてどのように考えるか。

<都市局長>

設計者への説明義務に関する技術研修や周知啓発についてですが、「建築物省エネ法」の改正の施行に先立ち、本年2月に民間の指定確認検査機関と連携し、設計者向けの講習会を実施いたしました。

この講習会では、改正法の内容として、適合義務の対象拡大や新設された説明義務に関する解説を行うとともに、省エネ性能の計算方法に関する技術研修等を実施いたしました。

今後も、「建築物省エネ法」の目的や省エネ対策を紹介し、市民の皆さんに建築物の省エネルギー

化を進めていただくよう、ホームページ等を活用した情報発信を行います。

また、設計者が参加する講習会等での説明や民間の指定確認検査機関との連携による積極的な周知啓発に努めてまいります。

<松谷 清>

④省エネ法の改正により、民間での取り組みが行われている中で、公共建築物においても省エネの取組が重要であり、最近の建物である飯田生涯学習交流館、歴史博物館についてどのような省エネ対策を行い、エネルギー消費性能はどうなっているのか。

<都市局長>

飯田生涯学習交流館における省エネ対策とエネルギー消費性能についてですが、初めに、建築物省エネ法では、建築物が備えるべき省エネ性能を確保するために必要な、建物の構造及び設備に関する省エネ性能基準が示されています。

この基準では、省エネを考慮した建築物のエネルギー消費量を、標準的な仕様の建築物のエネルギー消費量で除した値である「1次エネルギー消費性能」を算出し、この値が1.0以下となれば省エネ性能基準に適合していることとなります。

飯田生涯学習交流館の省エネ対策については、主に3つ実施しています。

一つ目は、屋根・外壁の断熱材を厚くし断熱性能を向上させています。

二つ目は、ガラス面に陽射しが入りにくいよう、庇やブラインドを設け空調負荷を軽減しています。

三つ目は、照明をLEDにして消費エネルギーを抑えています。

この結果、1次エネルギー消費性能が0.71となり、省エネ性能基準に適合しております。

<観光交流文化局長>

歴史博物館における省エネ対策とエネルギー消費性能についてですが、歴史博物館の省エネ対策については、主に3つ実施しています。

一つ目は、外壁の断熱材を厚くし、断熱性能を向上させています。

二つ目は、エネルギー効率の良い空調機器の設置により、消費エネルギーを抑えています。

三つ目は、照明をLEDにして消費エネルギーを抑えています。

この結果、1次エネルギー消費性能が0.94となり、省エネ性能基準に適合しております。

2)ヒートショック対策について

<松谷 清>

入浴中に急激な温度の変化で身体がダメージを受け、死に至る可能性があるヒートショックについて伺います。これを示唆する静岡市消防局からいただいた「自宅の入浴が関係したと推定される事故等の数値」によれば、2020年の入浴時救急搬送317人のうち、すでに心肺停止となっていた人が47人と驚きますが、静岡市の交通事故年間総死者数18人の約3倍です。その内訳は、12月から3月の冬の1か月平均死者数は7人で、4月から11月の春・夏・秋の2.4人の約3倍です。いかに冬の入浴にリスクが潜んでいることを指し示すものです。

一方で、静岡県を含む温暖な地域の方が、北海道や東北地域より冬季死亡の増加率が高いという厚労省の人口動態統計に基づく調査結果もあります。

寒さに鈍感な温暖な地域こそ、冬場の健康管理が重要であり、ヒートショックの備えが必要であると考えます。

①健康増進の観点から、これまでのヒートショック対策はどのようなものか。

<保健福祉長寿局長>

健康増進の観点から、これまでのヒートショック対策はどのようなものかについてですが、これまで、地域の公民館などで行われているS型デイサービスやシニアクラブの定例会などで、保健福祉センターの職員が「冬の健康教育」の一環として、参加者に対しリーフレットを活用したヒートショックを予防するための安全な入浴方法を紹介するなどの取組を行っています。

<松谷 清>

②住宅の断熱対策を含めたヒートショック対策について、他局との連携はどのように考えているのか。

<保健福祉長寿局長>

次に、住宅の断熱対策を含めたヒートショック対策について、他局との連携はどのように考えているのかについてですが、令和2年11月発出の消費者庁の通知によると、ヒートショックの対策として「部屋間の温度差をなくすために居室だけでなく、家全体を温かくすることが重要で、二重サッシにするなど、断熱化も有効」と示されています。

このことから、保健福祉センターの職員が行う「冬の健康教育」において、都市局や環境局の職員から、省エネ化にもつながる住宅の断熱化の有効性について説明するなど、ヒートショック対策について、他局とも連携して啓発していきます。

<松谷 清>

保健福祉長寿局において、ヒートショック対策の「住宅の断熱対策等」の取組みの答弁には大いに期待します。現在パブコメにかかっている政府の温暖化対策計画において、「2025年までに住宅の省エネルギー基準の適合の義務化」を掲げています。省エネ対策は地球温暖化防止の一翼を担うものであり、間接的にヒートショック対策に繋がるものと期待しています。

また、ヒートショック対策は、建築行政の新築・改修いずれにおいても省エネ対策と重なります。

③今後の建築物の省エネ対策の取組みをどのように進めていくのか。

<都市局長>

今後の建築物の省エネ対策の取組みについてですが、現在、設計者及び建築主からの「建築物省エネ法」に関する相談について、建築指導課に窓口を開設して対応しております。

今後は、主に三つの取組みを行ってまいります。

一つ目は、工事の着手前に届出された省エネ性能基準に適合していない住宅の建築主に対しては、適合に向けた指導助言を行います。

二つ目は、設計者を対象とした講習会等を活用し、省エネ性能の説明手順を解説する等、建築物の省エネ推進について説明する機会を増やします。

三つ目は、市民の皆さんを対象に、建築物の省エネ性能の向上に関する情報をホームページに掲載する等、建築物の省エネルギー化の情報発信を行います。

また、三つの取組みを行いながら、社会情勢の変化や国の施策を注視し、関係部局とも連携して建築物の省エネ化を推進してまいります。

3) 今後の取組みと庁内連携について

<松谷 清>

2回の答弁によって明らかになったことは、1)環境局によるZEH補助金制度は、建築物省エネ法を媒介に建築行政との連携のもと、環境と経済を両立させる政策として来年度も継続させ、更なる外皮基準などレベルアップによる環境政策の深化が求められること、また、2)静岡市の健康・建築行政の強い連携によるヒートショック対策としての「住宅の断熱化」補助金制度の具体化が求められるということです。これらの推進に当たっては局間連携が必要であり4次総の策定にも大きくかかわってきます。

先日、第4次総合計画の中間報告を受けました。総合計画のキーワードは人類最大のテーマ、気候危機であると考えます。

気候危機といった大きなテーマに対応するためには、今回の環境、建築、健康分野の連携のように、庁内連携を基軸に政策の土台に気候危機対策を置くべきであります。田辺市長にお伺いします。

①4次総策定にあたり、庁内連携についてどのように取り組んでいくのか。

<企画局長>

庁内連携についてですが、総合計画をはじめとする本市の政策推進にあたり、庁内連携は、市の総合力を高め、政策を磨き上げるうえで、必要不可欠であります。

4次総の策定においても、関係職員で構成する局横断的な作業部会を設置するほか、局長級からなる庁内策定会議において全庁的な協議を行うなど、庁内連携を図っております。

<松谷 清>

②第4次総では、気候危機の対策についてどのように位置づけているのか。

<企画局長>

4次総における気候危機対策の位置づけですが、4次総には、SDGsを組み込み、「グリーン」と「デジタル」を新たな視点として取り込むこととしております。

気候危機対策についても、「グリーン」の視点からの施策として位置づけるものと想定しております。